

## 告 示

### 埼玉県告示第百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人きらりびとみやしろ

#### 二 代表者の氏名

島村 孝一

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

#### 四 当該認定の有効期間

平成三十年三月二日から平成三十五年三月一日まで